

日の出町観光協会の後援に関する事務取扱規定

(趣旨)

第1条 この規定は、団体等が主催する事業等の主催者からの申請に基づき、日の出町観光協会（以下、「観光協会」という。）が後援をする場合の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(後援の定義)

第2条 この規定において、用語の意義は、次の定めるところによる。

(1) 後援 団体等が主催する事業等に対して、観光協会がその事業等の趣旨に賛同し、金銭的支出を伴わず、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。

(事業の主催者)

第3条 後援承認することができる事業等の主催者は、次の各号の一に該当する団体とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 公益法人、報道機関等の公共性の強い団体
- (3) その他の団体等で、観光の振興に関する事業を行うことを主たる目的とし、次の要件のいずれをも満たす団体
 - ア 主催者の存在、所在地が明確であること。
 - イ 団体意志を表明する代表者、団体意志を執行する組織・機構が確立していること。
 - ウ 堅実な活動実績を有し、事業遂行の意志及び能力が十分であると認められること。
- (4) その他事業実行委員会等の臨時的に組織された団体にあつては、その組織、運営及び団体意志が明らかであり、事業遂行の意志と能力が十分であると認められること。

(申請)

第4条 後援の承認を受けようとする者は、原則として当該事業の開催日の1か月前までに、別に定める後援名義使用申請書を提出しなければならない。

(承認等)

第5条 観光協会は、前条の後援申請書を受理したときは、次に定める基準に基づいてその内容を審査し、後援を承認するときは後援名義使用承認通知書、後援を承認しないときは後援名義使用不承認通知書により速やかに通知するものとする。

- (1) 日の出町の観光の充実と発展に寄与するものであること
- (2) 特定の会員等を対象とせず、広く観光客等に公開されていること
- (3) 町内及び隣接する地域で開催されていること
- (4) 入場料等を徴収する事業にあつては、その額が適正又は社会通念上低廉であり、かつ公益性を有するものであること
- (5) 収益をとまなう事業にあつては、その収益を観光事業あるいは社会福祉事業にあてる等の公益性を有するものであること
- (6) 公衆衛生、危険防止等の安全対策が十分に講ぜられていること

(7) その他、観光協会が特に後援を行う必要があると認める事業等であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる事業等については、後援を行わない。

(1) 法令又は公序良俗に反するもの

(2) 政治・宗教的中立性を損なうと判断されるもの

(3) 団体の構成員になることを前提としたものや会員の勧誘を目的とするもの

(4) 団体の内部行事的な事業等を行うもの

(5) その他、観光協会が後援を行うことが不相当と認められるもの

3 後援名義の使用に際しては、申請者に条件を付することができる。

(承認の期間)

第6条 後援の承認期間は、後援名義使用承認通知書の名義使用期間とする。なお、申請者は、後援承認通知書の交付までは、原則として日の出町観光協会の後援名義を記載してはならない。

(変更)

第7条 団体等は、前条の規定により承認を受けた後に事業計画に変更が生じた場合、速やかに変更内容を観光協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(報告)

第8条 事業等を実施した団体等は、事業等終了後30日以内に別に定める後援事業実績報告書に必要書類を添付し観光協会に提出しなければならない。

(承認の取消し等)

第9条 観光協会は、後援の承認後において、第5条第1項に規定する基準に適合しない事実が判明したとき、第5条第2項に規定する基準に該当する事実が判明したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 申請した団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき

(2) 申請書又は添付書類に虚偽があると認められるとき

(3) その他、観光協会が取り消しを必要と認めたとき

2 承認の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、観光協会はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により承諾が取り消された事業等又は事業等の実施後に第1項に該当したことが明らかになった事業等については、翌年度以降の後援は、原則として行わないものとする。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、後援に関し必要な事項は、観光協会が別に定める。

(附 則) この規定は、平成30年10月1日から施行する。